

令和2年 7月 3日

保護者の皆様

海士町教育委員会 教育長 平木 千秋  
海士町立海士小学校 校長 平田 昭

### 令和2年度就学援助制度の追加申請について（ご案内）

平素は、本町学校教育にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本町では、町内の小中学校に児童生徒が在学する家庭で、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費や給食費等の就学のため必要となる費用の一部を援助しています。

この度の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少している方等家計が急変して経済的にお困りの方は就学援助を受けることできる場合があります。

つきましては、就学援助費の受給を希望される場合は、お子様の通学されている学校へご相談いただきますようお願いいたします。

なお、既に就学援助の認定を受けている方は、改めて申請する必要はありません。

#### 記

#### 1. 就学援助の主な申請の対象となる方

- ・町民税が非課税の世帯
- ・町民税が減免されている世帯
- ・固定資産税が減免されている世帯
- ・国民年金の掛け金が免除されている世帯
- ・国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている世帯
- ・児童扶養手当を受けている方（児童手当・特別児童扶養手当ではありません）
- ・生活福祉資金の貸付を受けている方

#### 2. 収入が減少する等、家計が急変した場合の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したことに伴い、一部の税の減免等により、就学援助制度の認定基準に該当する場合は援助の対象となります。

- 例 ・「国民健康保険税の減免または徴収猶予」・「国民年金保険料の減免」  
・「生活福祉資金の貸付」

#### 3. その他留意事項

- ①今年度既に非認定となっている方も上記2に該当する場合は、再度申請していただければ再審査を行います。
- ②お子様が在学する学校長に書類の提出が必要です。
- ③世帯の状況等について調査の結果、援助認定とならない場合もございます。
- ④海士小学校のご相談窓口は、教頭（福島）<TEL 2-0217>までお願いします。